

JIS

鉄道用分岐器のポイントー形状及び寸法

JIS E 1305 : 2018

(JRTMA/JSA)

平成 30 年 4 月 19 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
(委員)	安 斎 信 雄	一般社団法人日本鉄道電気技術協会
	奥 津 佳 之	東京都交通局
	三 枝 長 生	一般社団法人日本鉄道施設協会
	齊 藤 嘉 久	株式会社京三製作所 (一般社団法人信号工業協会)
	城 石 文 明	東京急行電鉄株式会社 (一般社団法人日本民営鉄道協会)
	田 中 裕 輔	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	中 川 哲 朗	日本貨物鉄道株式会社
	本 間 英 寿	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	柳 川 秀 明	鉄道機器株式会社 (一般社団法人鉄道分岐器工業協会)
	米 山 典 雄	東日本旅客鉄道株式会社
	四方田 圭 一	新日鐵住金株式会社 (一般社団法人日本鉄鋼連盟)

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 48.11.1 改正：平成 30.4.19

官 報 公 示：平成 30.4.19

原 案 作 成 者：一般社団法人鉄道分岐器工業協会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-8 堀内ビル TEL 03-3256-8347)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会 (委員長 西江 勇二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 ポイントの形状及び寸法.....	1
解 説.....	126

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人鉄道分岐器工業協会（JRTMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS E 1305:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

鉄道用分岐器のポイント—形状及び寸法

Railway switches—Shape and dimension

序文

この規格は、1973年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1998年に行われたが、今回、図面表示の修正及び統一を行うために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、軌間1067 mm及び1435 mmの鉄道分岐器類のポイント（以下、ポイントという。）の形状及び寸法について規定する。ただし、全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線鉄道用のポイントには適用しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0205（規格群） 一般用メートルねじ

JIS E 1301 鉄道用分岐器類の番数

JIS E 1311 鉄道—分岐器類用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS E 1311**による。

また、この規格においては、分岐器前端から後端側を望み、軌道中心線に対し右側に使用する部品を“右側”，左側に使用する部品を“左側”と表記する。

4 ポイントの形状及び寸法

ポイントの形状及び寸法は、表1のとおりとする。

なお、番数は、**JIS E 1301**の規定による。